



石川 浩司さん

01 アーツ前橋でロビーライブ 石川浩司さんが披露します

問 アーツ前橋 ☎027-230-1144

●ロビーライブ vol.16 「元たまのランニング」

バンド「たま」で、ランニング姿でパーカッション、ボーカルを担当した石川浩司さんのソロライブを行います。

日時 = 3月31日(土) ①午後1時 ②午後2時30分
申し込み = 当日アーツ前橋へ直接

03 病児・病後児保育の利用方法 4月2日から事前登録不要に

問 子育て施設課 ☎027-220-5706

4月2日(月)から、病児・病後児保育の利用方法が変わり、事前登録が不要になります。利用時は病児・病後児保育施設おひさまの家（県済生会前橋病院敷地内 ☎027-252-6039）へ電話予約し、利用日に利用申込書と診療情報提供書などを提出してください。事前に、かかりつけ医の受診が必要です。4月2日以降の様式は子育て施設課や病児・病後児保育施設おひさまの家などで配布するほか、本市ホームページからダウンロードもできます。

費用 = 2,000円（市民税非課税世帯には補助あり。生活保護法被保護世帯は無料）

02 前橋市民のために働く 職員採用試験の説明会開催

問 職員課 ☎027-898-6507

来年度の本市職員採用試験の受験予定者を対象に、採用説明会を開催。業務説明のほか、先輩職員との座談会も行います。

日時 = ①4月26日(木)午後2時～4時 ②4月27日(金)午前10時～正午

会場 = 市役所11階南会議室

対象 = 来年度の本市職員採用試験受験予定者、先着各50人

申し込み = 4月4日(水)午前9時～10日(火)午後5時に本市ホームページで



04 商店街の店舗が集結 オールまえばしにぎわい市開催

問 前橋商店街総連合会 ☎027-234-5655

「オールまえばし にぎわい市」を開催。市内の店舗が当日限りの大特価で商品を出品します。また、60店のフリーマーケットも同時開催。豪華景品が当たる大抽選会なども実施します。

日時 = 4月8日(日)午前10時～午後4時

会場 = ヤマダグリーンドーム前橋



	届け出が必要な場合	用意する物
国保に加入	他の市区町村から転入した	届出者の本人確認書類
	職場の健康保険をやめたか扶養家族でなくなった	社会保険離脱証明書※、届出者の本人確認書類
	子どもが生まれた	届出者の本人確認書類
国保を脱退	生活保護を受けなくなった	保護停止・廃止決定通知書、届出者の本人確認書類
	他の市区町村に転出する	保険証
	職場の健康保険に入ったか扶養家族になった	国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（保険証の交付がないときは健康保険の資格取得証明書）
その他	死亡した	保険証
	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
	住所、世帯主、氏名などを変更した	保険証、届出者の本人確認書類
	修学のため他の市区町村に転出し本市の保険証が必要	保険証、在学証明書か学生証の写し、届出者の本人確認書類

※社会保険離脱証明書は各事業所か各健康保険組合で発行

	理由	届け出先
第1号被保険者（自営業者や学生など）	就職して厚生年金や共済組合に加入した	本人が勤務する事業所
	結婚や配偶者の就職などで、第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者が勤務する事業所
第2号被保険者（会社員や公務員など）	20歳から60歳までに退職した	市役所市民課か各支所
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者が勤務する事業所
第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）	就職して厚生年金や共済組合に加入した	本人が勤務する事業所
	配偶者の扶養でなくなった	市役所市民課か各支所

●国民年金
問 市民課
☎027・898・6254

国民年金の加入者（被保険者）などは、就職や退職したときに表2の届け出が必要です。

●国民健康保険
問 国民健康保険課
☎027・898・6250

国民健康保険（国保）の加入脱退の届け出は、表1のほか、印鑑とマイナンバーが分かる物を用意して、14日以内に市役所市民課1階5番窓口か2階21番窓口、各支所で手続きをしてください。退職で職場の健康保険を脱退し

●保険証の再交付
運転免許証やパスポートなど本人確認書類と、破損の場合は破損した保険証を用意し、市役所国民健康保険課か各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋・東市民サービスセンターで手続きをしてください。

でも、自動的に国保の加入にはなりません。必ず届け出をしてください。

人生の節目には、国民健康保険税や国民年金の届け出が必要になります。

就職や退職時には
国保や年金の届け出忘れずに



3月下旬に郵送します 新入生に受給資格者証

問 国民健康保険課 ☎027-898-6253

今年小中学校に入学する子ども福祉医療費受給資格者に、4月1日(日)から使用する新たな受給資格者証を郵送します。4月以降に医療機関を受診する際は、新しい受給資格者証と健康保険証と一緒に提示してください。また、中学生までの重度心身障害者福祉医療費や母子・父子家庭等福祉医療費の受給者は、現在持っている受給資格者証を使用してください。

●医療費が高額になるときは

入院などで医療費が高額になる場合、事前に加入している健康保険から、限度額適用認定証か限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けてください。認定証がないと支払いが発生することがあります。

●健康保険から給付金が支給されたら連絡を

福祉医療費受給者の医療費の自己負担分は市が賄っています。そのため、加入中の健康保険から高額療養費などの支給があったときは、市への返還が必要な場合があります。該当するときは申し出てください。

